

## 「量の見込み」と「確保方策」の考え方(案)

### ● 教育と保育

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

提供区域	行政区
量の見込みの考え方	「第二期子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）（平成31年4月23日内閣府）」等に基づき、地域の実情等を踏まえて、量を見込みます。
確保方策の考え方	確保方策の内訳は、認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設（市が一定の施設基準に基づき運営支援等を行っている川崎認定保育園、おなかま保育室、年度限定型保育事業及び企業主導型保育事業（地域枠）が対象）です。

### ● 認定こども園の施設数

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

提供区域	全市域
確保方策の考え方	市内施設を対象とした意向調査の結果や、個別移行相談の実施状況を踏まえ、認定こども園の今後の施設数を見込みます。

### ● 認可保育所の定員枠の拡大

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

提供区域	行政区
確保方策の考え方	保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために、教育・保育の量の見込みと確保方策に基づき、多様な手法により認可保育所を整備し、定員枠の拡大を図ります。保育提供区域は、行政区ごととしますが、区境等における利用形態や、生活動線等によっては他区の教育・保育需要をカバーするケースもあるため、整備については、これらの点も考慮したうえで進めていくものとします。また、認可保育所の新設によるほか、既存施設の定員変更や民営化に伴う定員変更、認可外保育施設の認可化等により定員枠を拡大する場合についても含めて設定するものとします。

●1 妊婦健康診査

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (1) 妊婦・乳幼児健康診査事業

②妊婦健康診査の費用の一部助成の実施

事業概要	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	過去の実績を勘案した0歳児の将来人口推計をもとに、推計妊娠届出数（推計出生数（0歳児の将来人口推計と同数と見込む。）×1.05（過去の実績から算出した出生数と妊娠届出書の割合））及び妊婦健康診査の延べ受診回数（妊婦健康診査受診回数÷妊娠届出数の過去平均）を乗じて算出します。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現行の体制を維持し、年間を通して、対象となる妊婦健康診査の受診費用に対して、補助券の利用により費用の一部を公費負担していきます。</li> <li>●母子保健情報システム等の活用により、対象者の状況を的確に把握し、受診勧奨や保健指導を行うとともに、医療機関との連携を強化し、妊娠期の保健の向上を図ります。</li> </ul> 実施体制・機関：市内委託医療機関、市外協力医療機関

●2 乳児家庭全戸訪問事業

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (2) 母子保健指導・相談事業

④乳児家庭への新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施

事業概要	<p>「新生児訪問（未熟児訪問含む）」又は「こんにちは赤ちゃん訪問」により乳児家庭を全戸訪問する事業です。</p> <p>●新生児訪問 おおむね生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に職員や訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定、母の健康状態の確認や育児についての相談を受ける事業です。</p> <p>●こんにちは赤ちゃん訪問 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区地域みまもり支援センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける制度です。</p>
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	過去の実績を勘案した0歳児の将来人口推計をもとに、長期里帰りや長期入院など訪問が困難な家庭を除いた、乳児が在宅する全戸を訪問件数として見込みます。
確保方策の見直しの考え方	<p>●こんにちは赤ちゃん訪問事業の登録訪問員の養成・拡大を図り、地域における日ごろの声掛けや子育て家庭の認知につなげていきます。</p> <p>●長期里帰り中や子どもが入院中などで訪問できていない家庭状況の把握について、今後、台帳管理等のシステム化により効果的に行い、訪問率の向上を図ります。</p> <p>●訪問に繋がりにくい外国人の方に対して、通訳を活用して訪問の趣旨等をお伝えすることにより訪問率の向上を図ります。</p> <p>●訪問に従事する職員及び登録訪問員への研修内容を充実し、現状の体制を維持し、需要見込みに対応できる体制を確保します。</p> <p>実施体制：訪問指導員登録数70人（平成31年4月1日現在） 登録訪問員登録数858人（平成31年4月1日現在） 実施機関：各区地域みまもり支援センター</p>

●3 子育て短期支援事業（ショートステイ）

施策の方向性Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事業 (1) 児童虐待防止対策事業

④子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスティ）

事業概要	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもを預かる事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	2017（平成29）～2018（平成30年）年の年間延べ利用人数の実績を踏まえ、多様な子育て支援ニーズの増加により、利用人数が増加していくことを想定して、量を見込みます。
確保方策の見直しの考え方	<p>●2か所の乳児院、4か所の児童養護施設において事業を継続実施します。</p> <p>●市民がより利用しやすいよう、宿泊を伴うショートステイ、日帰りで利用するデイスティを実施します。</p>

●4、5 養育支援訪問事業

(1) 専門的相談支援

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (2) 母子保健指導・相談事業

⑤養育支援訪問（乳幼児訪問指導の実施）

事業概要	育児ストレス、育児困難、産後うつ状態等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	未就学児の将来人口推計をもとに、過去の実績から算出した未就学児数に対する養育支援訪問件数を乗じて算出します。
確保方策の考え方	医療機関との連携や周産期の支援強化、乳児家庭全戸訪問の充実等により、要支援家庭の早期の把握に努め、支援が必要な家庭への的確な支援を行います。

●4、5 養育支援訪問事業

(2) 育児・家事援助

施策の方向性Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事業 (2) 児童相談所運営事業

③養育支援訪問（こども家庭支援員の派遣）

事業概要	養育支援が必要な家庭に対し、子育て経験者やヘルパー等の派遣を行い、育児・家事援助の支援を実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	今後も児童虐待通告件数の増加が見込まれ、児童相談所で把握した要支援家庭に対して、より充実した支援を行う必要があります。育児・家事援助は、児童虐待通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加すると考えられますが、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。
確保方策の考え方	要支援家庭の早期の把握に努め、支援が必要な家庭への的確な支援を行います。

●6 病児・病後児保育事業

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (5) 認可外保育施設支援事業

③病児・病後児保育事業の実施

事業概要	就学前の乳幼児が病気やその回復期のため集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	保育需要の高まりにより、病児・病後児保育の利用人数が増加するものとして見込みます。(利用者は各区にわたります。)
確保方策の考え方	平成30年4月現在、7区で施設を整備し事業実施をしています ●既存の病後児保育施設(幸区、高津区、多摩区)については、病児保育施設に移行していくことを検討します。 ●市民の利便性を考慮してネット予約システムを試験的に採用しました(中原区)。システムの運用方法を検討し、全施設での運用を目指します。

●7 利用者支援事業

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (1) 待機児童対策事業

①区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の:

事業概要	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	子ども又はその保護者の身近な地域みまもり支援センター等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	各区の地域みまもり支援センター7か所及び川崎区の健康福祉ステーション2か所の合計9か所に、専門の職員を配置して事業を実施します。

●7 利用者支援事業

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (2) 母子保健指導・相談事業

②各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施

事業概要	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のため、妊娠届出時に、母子健康手帳交付とともに、母子保健コーディネーターが全数面談を行い、より早期に支援の必要な家庭を把握し、継続的な支援を実施します。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	妊娠届出を受け付ける地域みまもり支援センター及び地区健康福祉ステーションで、母子健康手帳の交付や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	各区役所地域みまもり支援センター7か所・各地区健康福祉ステーション2か所の合計9か所に母子保健コーディネーターを配置して事業を実施します。

●8 延長保育事業

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (3) 民間保育所運営事業

⑤延長保育の推進

事業概要	保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施しております。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就労形態の多様化に伴い、延長保育の利用人数が増加するものとして見込みます。
確保方策の考え方	保育所、認定こども園及び地域型保育事業での延長保育事業の実施施設の拡充を推進します。

● 9 放課後児童健全育成事業

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (6) わくわくプラザ事業

① わくわくプラザ事業の実施

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。本市においては、全小学生を対象としたわくわくプラザ事業であわせて放課後児童健全育成事業を実施していません。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	小学校長期推計の在校児童数と放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」の実績をもとに、わくわくプラザ事業であわせて実施している放課後児童健全育成事業の月間実利用人数（放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」）を見込みます。
確保方策の考え方	●放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に基づく専用区画面積については、学校等と調整し、確保します。 ●必要な人員確保に向けて、放課後児童支援員の資格取得を積極的に支援するとともに、キャリアアップ処遇改善事業を実施しながら、職員の質の向上を図ります。

● 10 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業 (4) 地域子育て支援事業

① 地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施

事業概要	少子化や核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座の開催など、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を図る事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	推計就学前児童数と教育・保育の量の見込みをもとに推計在宅児童数を算出します。推計在宅児童数に対する新規利用者数を利用実績から推計し、推計した新規利用者数に過去の実績を踏まえた利用回数を乗じて年間延べ利用人数を算出します。
確保方策の考え方	リーフレットなどによる施設の周知等、利用者数の増加に向けた広報の強化とともに、施設の利便性や狭溢等を考慮しながら必要に応じて地域バランスの改善に向けた検討を行い、地域資源の活用を図りながら、地域子育て支援事業の充実に向けた取組を進めます。

- 1.1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）
  - 施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
  - 施策5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
  - 事業（6）幼児教育推進事業
  - ①幼稚園型一時預かり事業の推進

事業概要	幼稚園で通常の教育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	利用者実績及び市内施設を対象とした事業実施希望調査の結果等をもとに、対象園児数の減少にも考慮しながら延べ年間利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業実施希望調査の結果を踏まえ説明会等を開催し、幼稚園型一時預かり実施園の拡充を図ります。</li> <li>●多様化する就労形態や子育て家庭のニーズに対応するため、実施園における預かり保育の長時間化・通年化を推進します。</li> </ul>

- 1.2 一時預かり事業（保育所における一時預かり）
  - 施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
  - 施策5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
  - 事業（3）民間保育所運営事業
  - ④一時保育実施数の拡大

事業概要	保護者などが週3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備等により、一時預かり事業の利用者は、平成29年度実績をピークに微減傾向に転じていますが、地域によって異なることから、過去の延べ年間利用実績等を考慮しながら量を見込みます。
確保方策の考え方	多様化する就労形態や子育て家庭のニーズに対応するため、区役所等における実施施設の案内など、利用者の利便向上につながる取組を推進します。

- 13 ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業）
  - 施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
  - 施策1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」
  - 事業（4）地域子育て支援事業
  - ②ふれあい子育てサポートセンター事業の実施

事業概要	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	過去の就学前児童数と延べ利用人数との比率及び過去の実績を勘案した将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みます。子育てヘルパー会員数は、過去の新規登録人数と登録解除人数の実績をもとに人数を見込みます。
確保方策の考え方	子育てヘルパー会員数の増加を図り、利用希望とサポートとのマッチングを高め、利用ニーズに的確に対応していきます。